

処分についての審査請求書（訂正版）

2024(R6)年 12 月 29 日

蘭越町長殿

審査請求人（以下「請求人」）

北海道磯谷郡蘭越町富岡 1035-3

氏名 野村 一也

電話番号 090-4836-4467



行政不服審査法第2条の規定により審査を請求する。

第1 審査請求に係る処分の内容

2024(R6)年12月4日、蘭越町は、弁護士法人パークフロント法律事務所に請求人の対応を委任したことを理由に、審査請求人に対し、情報開示請求を始め関連する一切の対応を拒絶することを表明した。

第2 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2024(R6)年12月4日

第3 審査請求の趣旨

- 蘭越町の行為が、行政不服審査法第2条の規定する処分に該当することの確認を求める。
- 根本的な問題として、蘭越町の行為は、次の問題により、無効とすべきである。
 - 「不当な差別的取扱い」に該当し、公序良俗に反する。
 - 公務員に求められる「公正な職務の執行」に反する。
- 手続き的な問題として、蘭越町の行為は、処分をするに足る理由が請求人に告知されておらず、杜撰である。蘭越町が同様の不適切な処分をしないための方策を策定することを求める。
- 蘭越町が弁護士への委任を後ろ盾としていることについて、請求人は、蘭越町が為した当該法律事務所への委任が、第三者である請求人を強制する効力を持ちえないことの確認を求める。

第4 処分庁の教示の有無およびその内容

処分庁の教示はなかった。それどころか、処分をしたとの認識さえないと思われる。

別紙添付書類

- | | |
|-----|---------------------|
| 資料1 | 当該弁護士法人が請求人に送りつけた文書 |
| 資料2 | 蘭越町が当該弁護士法人に宛てた委任状 |

ご 連 絡

令和6年11月1日

野 村 一 也 様

〒064-0823

札幌市中央区北3条西30丁目4-10

弁護士法人パークフロント法律事務所

蘭越町代理人

弁護士 佐 藤 眞 紀 世

弁護士 片 平 智 文

電話 011-641-6161 FAX 011-641-2323

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

突然お手紙を差し上げる非礼をお許してください。

当職らは、この度、蘭越町から、蘭越町の貴殿に対する対応に関して依頼を受けましたので、ご通知申し上げます。

これまでの間、貴殿と蘭越町の職員らとの間において、情報公開開示請求、監査請求及び蘭越町と民間企業との個別取引の内容等、町政に関し、多岐にわたる質疑応答が行われてきました。

しかし、これらの対応の際、警察が臨場する事態が生じることもあり、また、貴殿が、蘭越町の職員から名誉毀損・侮辱・威力業務妨害行為が行われた等と主張して提訴する事態も生じており、訴訟が継続中です。

さらに、近時は、貴殿が、特定の職員に対して言動の撤回や反省の弁を求め、或いは、同職員に対して「あなたの言語能力じゃ無理だよ」「理解不足にも限度があるよ」「時間がいくらあっても足りない」などと述べるなどしており、現時点において、貴殿と蘭越町との意思疎通には深刻な問題が生じているものと言わざるを得ません。

本来であれば、蘭越町民である貴殿に対する対応については、蘭越町職員が行うことが望ましいものではありませんが、貴殿の主張を法的に整理するため、今後、当職らが蘭越町に代わる窓口となって対応することになりました。

つきましては、この手紙が貴殿に届いた時期を見計らって、一度、私どもから貴殿宛に電話にてご連絡をさせていただきたいと考えております。

ご不明な点がございましたら、当職ら宛てにお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

敬具



委 任 状

令和6年11月20日

〒 048-1392

住 所

磯谷郡蘭越町蘭越町 258 番地 5

委任者 蘭越町
蘭越町長 金 秀 行



私は、次の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

弁護士法人パークフロント法律事務所（法人受任）

弁護士 佐 藤 眞 紀 世

弁護士 片 平 智 文

（札幌弁護士会所属）

住 所 〒064-0823

札幌市中央区北3条西30丁目4-10

TEL 011-641-6161 FAX 011-641-2323

記

第1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は蘭越町情報公開条例に基づく
情報開示請求に関し、情報開示請求の受付など野村一也氏と蘭越町との間での当
該法律又は当該条例の実施に要する一切の対応

第2 地方自治法に定める住民監査請求に関し、住民監査請求の監査請求先の教示
等野村一也氏と蘭越町との間での当該住民監査請求の実施に要する一切の対応

第3 野村一也氏が蘭越町に対して法律上の手続によらないで蘭越町の町政に関する
事項について質問がされた場合の当該質問への回答等の一切の対応

第4 その他、上記各事項に付随する一切の対応